

【書評】西川誠『天皇の歴史07 明治天皇の大日本帝国』

国分航士

本書は、明治天皇の生涯をたどりながら、まさに「天皇」として建設に関与した「国家」の一時代の様相を描いた通史である。明治国家の創設者の一員にして、国家の変革の在り方に大きな影響を与えた明治天皇が、如何なる視点を持っていたのか、また変化しつつある明治日本をどのように理解しようとしていたのか、がまずは描写される。

このような、伝記研究に要求される必須の要件を満たしつつも、著者は、明治天皇が生きた「大日本帝国」の特質を明解に析出していく。その叙述の技法はやや独特なものがあり、そして行間において多くが語られる。あえて「史実に惑溺¹⁾」するという振る舞いによって、史実への醒めた視座は一層に伶俐なものとなる。全体の構成は、次の通りである。

- 序章 欧化と復古を生きた「大帝」
- 第一章 小御所会議の「幼沖の天子」
- 第二章 京都の天皇から東京の天皇へ

- 第三章 明治憲法と天皇
- 第四章 立憲君主としての決断
- 第五章 万国対峙の達成
- 終章 君主の成長と近代国家

序章では本書の課題と著者の関心が示される。本シリーズを徹底する、「天皇の日本史の中の役割」を多角的な視点から明らかにし、「今日の日本の成り立ちを考える材料」に資する、という問題関心に立ち返った際に、著者と読者は、前時代と明治以降との継統と変化に目を向ける。「わたくしたちの天皇・皇室の在り方への理解は、明治に基礎作りが行われ、敗戦までに成立していた在り方に基づいてい²⁾る」と著者はいう。この明治期の改廃には、明治天皇という人物の個性も少なからぬ影響を及ぼしたのである。さらに、国家形成・国民統合の過程を経て、人々の「権力の狡知で絡め取られていただけとは言えない興奮」と哀しみの中で最期を迎え、「死して私の地、愛惜の地³⁾」

京都に休らえた」(三五三頁) ことからわかるように、明治天皇は「我らの大帝」として認識されていく。

この視点がより明確に出てくるのが、それぞれの時代の中での天皇の特色、すなわち前後の時代と比較した当該期の天皇の「政治的な位置づけ」を描いた箇所である。著者は「明治憲法下である限り天皇の政治的権力の行使は存在し得た」とした上で、明治天皇の権力行使についての分野や程度、その認否については濃淡があるのではないかと、「予想」する。加えて、「天皇中心の国家を創り、その上で天皇の権力を制限する憲法を導入するという体制の変容」と「明治天皇の成長と立憲君主としての安定」が同時に進化した、という理解から、その相互作用の検討が必要となる。ここにも、新たな「制度」の創設と明治天皇という「人格」との関係が焦点として存在する。国家建設を進める上でこのように制度的・理念的な課題に加え、実際の政治空間における「制度的な天皇では捉えきれない、生身の政治家の成長と決断の積み重ねを検討」するのが、本書の目的となる。

第一章では、明治天皇が生まれ育った幕末の朝廷、さらに王政復古の理念と現実が語られる。幕末政治の中で政治的地位が上昇すると共に形成されることとなった「政治を主宰する天皇」像を、明治天皇も引き継がねばならなかった。他方、近世の宮廷における儀礼は、「神道・仏教・道教・いずれともわかり難い習俗によって形成」されており、天皇は「神と皇祖への振る舞い」への留意が必要だった。王政復古によって、「正当で公正な議論をつくり、世の中の人々と喜び悲しみを共に」するとの理念が提示され、「天皇親政」が始まる。王政復古で掲げられた理念に見合った天皇に成長できるかどうか、という課題が浮上したのである。

第二章では、新政府の掲げた天皇像にしたがって、明治天皇の「政治的君主」としての成長が求められる過程が叙述される。五箇条の誓文で「天皇の権威と公議が結びついていること」を宣言した新政府は、その政権の運営において「公議性」への配慮が必要となった。そのため、諸藩の諸士・攘夷派・公家の緩やかなつながりという政治状況を勘案した「公議の尊重」が、結果として西洋化や廃藩置県などの改革の遅れに繋がった。加えて「公家の中の天皇」からの脱却も大久保利通らが主張する所であり、「武を率いる、欧化をまとった、活発な」、「国民の君主」という大久保の求めに、天皇も応えた。だが、征韓論政変で要請された「天皇の裁決」には苦い結果を伴った。「君主・宰相の人格的個性に左右されない政府機構の確立」を希求はしていたものの、「親政」を掲げて誕生した政府は、「政府に好ましい像を演じる天皇」を見せ続けていた。それに応じてきた天皇の成長と「天皇の裁決」という方法の採用によって、現実政治に関する天皇への教育の問題が、政府全体に意識されるようになる。さらに西南戦争の結果は、「現実政治の非情さの発見」と「親炙したい西郷と木戸の喪失」を天皇に齎した。天皇自身が現実政治への関わりを意識せざるを得なくなる分岐点であった。

第三章では、憲法制定へと至るまでの、「政治的意思」を表明するようになった明治天皇の成長と、「天皇の意思」についての各政治主体の構想をめぐる政治過程が描かれる。西南戦争を経て、「天皇の意思」と政府を分離させないという課題が現前し、天皇の「君徳培養」が検討されざるを得なくなった。天皇の政治的教育係としての侍補の設置もその対応の一つであった。彼らは、三条実美・岩倉具視・大久保と「主観的には近い、開化政策に批判的な人々」であり、大久保没

後における彼らの政治的影響力を考える上では、侍補たちと価値観を少なからず共有する岩倉が鍵だった。他方、黒田清隆、井上馨ら、大久保没後に擡頭する新参議層は、天皇像の造型への関心が岩倉や大久保に比して低かった。天皇の「政治的意思」をめぐる侍補と内閣との対立は内閣側の勝利に終わる。しかし天皇が、内閣と異なる「政治的意思」を有し、「儒教主義的教育」に関心を持つことが明らかとなる。著者は、「木戸までも失った明治天皇の危機意識」を文書決裁の中から読み取った。天皇の「政治的意思」が存在するのであれば、その発現経路が焦点となる。天皇と内閣の密接化を条件に、天皇親政を主張する侍補は廃止された。ただし、「軍人への勅諭を含む教化」や「儒教的通俗道徳を語ること」を「為すべき君主の職務」として考えるに至った天皇の意思と旧侍補などの「天皇の私的顧問団」は、存立した。こうして、内閣の意見が一致しない場合、内閣側が考慮しなければならぬ政治的な要素へと天皇は成長し、内閣側も天皇の決定に委ねざるを得ない状況においては決定を受け入れる心理を徐々に形成していったのである。

伊藤博文の憲法調査も明治天皇の自立した意思の現出という状況を踏まえたものだった、との事実は注目に値しよう。さらに岩倉の死は「天皇と公家の問題に正対する覚悟」を伊藤に求める。ここで著者は、史料の裏付けはないと留保した上で、長派が「万国対峙の国家建設のための分担」を調整し、伊藤が憲法と天皇を担当する形で、宮内卿への就任を選んだのではないかとみている。内閣制度の導入によって「政府と宮中の指導者として活動する地位を獲得」した伊藤は、明治天皇との関係が好転した所で「機務六条」を上奏し、「天皇と内閣の距離」を相互に承認した。天皇との関係を安定させた上で、伊藤は憲

法を作成する。憲法は「公議の伝統」からも必要であった。こうして制定された憲法は、内閣に関する規定をもたず、「それぞれに分裂的に天皇を補佐する規定」であったが、元勳が最後の水平的調整を行う形で、国家意思の統合が果たされるようになっていた。天皇は、内閣とは密接化せずに、施政の方針を了解していればよいという天皇像を自覚した上で、裁可の判断を支える知識を担保する機関として枢密院を想定し、期待したのであった。

第四章は、天皇・内閣・議会の三者を中心とした憲法の運用過程を、宮廷の役割も絡めつつ、辿っていく。天皇は、「国王・内閣・議会の調和」という伊藤の構想のみでなく、儀礼を通じて国民の精神的統合を果たすという伊藤ら元勳の天皇像を受け入れ、協力する。輿を統轄するだけではなく、公的職務もこなすが、政治への積極的関与はあまり見られないという皇后の存在も「天皇と内閣の安定的関係の形成」に貢献した。条約改正問題における天皇の行動は、「天皇を輔弼するのは内閣」という原則を厳守しようとしたものであり、「元勳たちに安心感を与える天皇」、すなわち「建国の父祖」の一員になったことを示すものだった。軍との関係も山県有朋の意見を受け入れ、天皇の意思は軍主流派以外には表出されないようになり、「責任者の上奏が尊重され、恣意的な行動が抑制」される。天皇の「顧問府」は、枢密院ではなく、元田ら私的顧問団の代わりでもある「元勳への下問」がその役割を果たし、山県ら軍事参議官が「軍令事項の顧問府」となる。さらに大津事件では、元来は「外出嫌い、外国人嫌い、船嫌いの明治天皇の即決と行動」が光った。「国際関係における天皇（元首）の領域」を元勳たちに認識させ、天皇は「元勳の一員であるとともに、上位の威信をまとった存在」となったのである。政府内のやり取りであ

る為、表面化はしない内閣の上奏について、天皇は時に元勳への下問も踏まえて拒否権を行使し得た。こうした「受動的」な政治姿勢の中で、教育と軍への関心が大きかった。天皇個人の性格と君主という職位が齎す、「変える」ことに慎重な天皇の姿勢は、統治の安定性に貢献する。他方、議会との関係は、「不裁可権の不行使の慣例化」が進み、天皇を抜きにして、議会と内閣が並び立つ構図が明確となる。「和衷協同の詔勅」も内閣を越えて天皇が議会との関係を構築しようとするものではなく、万国対峙という目標を政府と議会は共有し、「公共を担う裁定者」としての天皇の出現を社会、議会が確認する。立憲政友会創設についても伊藤の方策を支持したことで、政党に否定的だった天皇も実質上、政党内閣を認めるところにまで変化した。「政府と議会の関係の容認」である。

第五章では、新たな課題と君主の晩年が語られる。日露戦後において量的拡大・質的多様化した国民を如何に統合するかについては、「国会を通して民意を集約」するか、あるいは「国会以外の回路を拡充」する、二通りの方法があった。山県や「山県官僚閣」は「行政と官制組織をつかって、天皇の権威を利用しつつ、社会の統合」をめざした。戊申詔書は「道徳的教化に関心の深い君主」の賛同を得て、「内務省行政の回路」を通じて地域社会へと伝播した。「社会の安定化のために慈善を行う」恩賜財団済生会も作られた。天皇に代わって皇太子の「行啓に合わせて近代建築が整備され、近代化が喧伝」される。官制組織の整備とさらなる産業化・近代化を果たす上で天皇・皇室の姿は有効であった。「皇室制度の再整備」については、伊藤が総裁を務めた帝室制度調査局が皇室典範増補や登極令などの法令を作成した。特に公式令制定は、「単独輔弼制」の問題点と伊藤自身が行っ

てきた勅語の政治利用への対応だった。公式令制定後に行われた「軍令の制度化」は、「輔弼（輔翼）機関の必要性」を天皇に一層感じさせ、諮問機関を求めて、軍事参議院に初めて親臨する。「形式的な裁可者でない限り、裁可には判断が必要」である天皇にとって、伊藤の死への嘆きは、「優秀な下問者を失った裁可者の孤独な呻吟」であった。首相を務める桂太郎と西園寺公望には、まだまだ明治天皇の権威が必要とされた。天皇にとって「桂園の貫目は足りない」。

終章は、大正天皇の治世への展望と共に、「明治天皇の大日本帝國」の概括がなされる。天皇・内閣・議会の三者の関係は、基本的に「天皇を括弧に入れて、内閣と国会の間」に対立が生じるものとなっていた。「三極構造」の埒外に存立する道徳教育と統帥権についても、天皇にとっては「輔弼（輔翼）の在り方が明瞭」であれば問題はなかった。憲法制定者の一人である元勳・伊藤の憲法論も、「内閣の統合から逸脱する、道徳を命じる君主」に支えられていた。明治二〇年代を通して天皇は政治指導者内での権威を確立し、「下問行為という手入れ」を用いながら、「天皇の意思を反映させた上で」、天皇・内閣、天皇・軍の関係を安定させる。全体として、天皇は「受動的に統合」した。「統治の先頭に立つ天皇像での安定」ではなく、「ちよつとものぐさの安定」であった。

他方、父・明治大帝とは異なる天皇像を模索した大正天皇の「軽やかな意思表示」という個性は、「立憲制を不安定化」させることとなる。大正政変における桂の勅語利用も、天皇が内閣のみに支持を与えたという点で、天皇・内閣・議会の安定的関係を揺るがすものとなった。加えて、短期的には「下問者の一時的総失脚」という事態を招いたために、「下問を通して天皇としての判断を慎重にし、かつ国策の

統合を図るという「智恵」の引き継ぎにも失敗したのだった。

著者の叙述は、基本的には近年の研究動向を踏まえつつも、堅実な実証研究を積み重ねてきた著者ならではの観点や批評を、その文体によつて控えめに織り込んでいく。注意深く読み進めていく中、ふと立ち止まった時に、読者は本書の持つ魅力と迫力に気付くのである。

本書の主調低音の一つは、明治天皇を含めた各政治主体が、如何なる天皇像を持ち、実際の政治過程・制度構築の中で天皇・天皇像を造型・演出したのか、という視角から、大日本帝国の様態を俯瞰した点にある。天皇の問題に限定せず考えれば、設計者や運用者の歩んできた経験や前提となる心像によつて、法制度や統治機構の作動は大きな振幅を生ずるといふ「歴史的な想像力」が要求される、ということではないだろうか。そして、その妙は政治的力量の問題には必ずしも還元しきれない。

天皇だけでなく、新政府の中では、三条実美・岩倉具視ら公家出身層と武家出身層の参議とでは、維新以前の経験から天皇の役割に対する心像が異なり、さらに現実の天皇との関係から、各自の天皇像が形成されていったのだろう。その天皇像から、自身の演ずべき役割が演繹される。天皇の問題に正対した、強固な調停者である岩倉は言うに及ばず、彼の死を受けて、伊藤も天皇・天皇像へと積極的に向き合う決意を持ち、政治的な進路を選び取る。天皇像の多様性と造型への関心の濃淡は、とりわけ「天皇の政治的意思」への認識に基づくとも言えるのではないか。元田ら侍補の活性化は、彼らに政治的な野心があるか否かによらぬ、新たな統治機構が模索される中で「天皇の政治的意思」の形成に向き合ったある種必然的な作用だと考えられる。勿論、

たとえ非政治的な関心から為された好意、あるいは非政治性の標榜ですらも、時に政治の世界では一つの政治的な態度として解釈されるのではあるが。

ここでも読者には、岩倉具視が印象付けられる。「天皇の政治的君主への成長を願った」岩倉にとつて、「親裁は親政に進むこと」は望ましく、侍補たちの語る理念と危機感を共有し得た。しかし彼は同時に新政府の主宰者の一人として、侍補を自らの発言力の強化に用いただけでなく、明治初年の段階で「明天子賢宰相ノ出ツルヲ待タストモ自ラ国家ヲ保持スルニ足ルノ制度」の確立を希求する（二二四頁）ような、冷静な眼差しも有していた。想像を逞しくすれば、理念と現実の往還の中で「公家と一団となつて政治を運営した近世の天皇」（一七二頁）が想い起されつつ、岩倉自身の天皇像も少しずつ変化を遂げたと考えられよう。京都への思慕と皇室制度の調査への関心から、その軌跡を読み取ることができないのではないか。

「天皇の政治的意思」という点から考えれば、明治天皇の晩年において、国民統合のために天皇・皇室像を積極的に活用しようとした臣下たちは、「天皇の政治的意思」への留意を充分に為していたであろうか。無論、明治天皇の「意思」は、その自制によつて馴致されていた。畏怖すべきではあるが、寄り添うことのできる君主であった。国家・国民統合の神聖性を一身に帯びた君主を、その統治の安定に用いるのは為政者の常なる所である。しかし「今上」は、君主の必然ではなく、当為でもない。「政治的意思」を無視できない君主が再度現れた時、「天皇の政治的意思」に目を向けてこなかった輔弼の臣たちの振る舞いや「想像力」は奈辺にあったか。

さらに、本書に導かれて、単純化と誤読の謗りを懼れぬ飛躍が許さ

れるのであれば、君主は君主「制」と同義であり、政治空間の中で「制度」と「人」が最も相互に影響を与えあっている存在が、他ならぬ君主だと言えるのではないだろうか。こうした視座は、同時に、理念や制度と人物の交錯の中で、政治家としての明治天皇の立ち現れが如何なる意義を齎したのか、を考えることにも繋がる。その意味で、立憲制導入後の「制度的存在」にして、政治家としての円熟を迎えた明治天皇の「決断」が顕れる第四章は、本書そして「明治天皇の眼を通して」の極点とも捉えられよう。本書は、飽く迄明治天皇の眼を通して「明治天皇の大日本帝国」を描いたに過ぎず、当該期の「大日本帝国」の容貌を十全に描いたとは言えない、という批評は在り得るとしても、明治天皇が放つ強力な磁場との距離を測りつつ、あえて『明治天皇紀』を基本史料とする姿勢に、史家の矜持を見るのは、聊か読み込み過ぎであろうか。著者の筆致による明治天皇は、死を悼み、愛すべき人々を喪う痛みを通じて、人間として、政治家として、深みを増す。天皇は哀しみの中、裁可印を手にする。天皇の周りの人々も合わせて成長を遂げる。政治に伴う重責を負った人物の喪失に向き合う中で、担われてきた課題を発見し、引き継ぐ。必ずしも目立ちはしない、誠実さと責任感を秘めた人々であるように思われる。

次に、本書の枠組みを踏まえた上で、評者なりの論点を述べてみたい。なお評者の狭隘な関心から、明治後期・大正期に集中する不十分なものである。

第一は、「顧問官」である。明治天皇も学んだというシュタインの教えによれば、国王には「批准」と「禁令」——裁可するか否か——の行使が可能であり、その判断を支える「顧問官」(「軍事内局」・「政事内

局)が必要であった(一九三頁)⁽⁴⁾。そこで天皇は「内閣の意思をチェックする機関」として枢密院に期待したが、伊藤博文や黒田清隆は天皇の求めるような形での枢密院の運用には否定的だった。山県有朋は、さらに露骨に諮詢事項の制限を加えた。

ここで想起したいのは、「軍事秘書局」と対に語られ、明治二二(二八九〇)年二月に設置された文事秘書局である。シュタイン講義の言う所の「政事内局」との安易な同一視は慎まねばならないが、文事秘書局の役割は、国民の天皇宛請願の処理だけでなく、「國務大臣ヨリ直奏ノコトヲ除クノ外、文政ニ関スル上奏下達ノ文書ヲ掌理」し、「内廷ノ文書ヲ整理シ随時立法上其他参照ノ書類ヲ採集シテ叡覽ニ供ス」ことも想定されていた⁽⁵⁾。文書行政の円滑化に主眼が置かれていても、「行幸ノ節モ亦供奉ヲ要ス」程に天皇に親近する文事秘書局について、第一次山県内閣は「政権ノ統一ヲ傷ケ」る可能性からその設置に否定的であった⁽⁶⁾。内閣官制制定と議会開設に加え、「顧問官」への視座は、天皇と内閣の関係、そして山県らの天皇像を考える上で示唆に富むように思われる。明治末期の山県や「山県官僚閥」の抱いた天皇像については、もう少し紙幅を割いて欲しかった点である。

そもそも明治天皇が「顧問官」を必要としたのは、ひとえに「形式的な裁可者でない限り、裁可には判断が必要」だと考えていたからである。それでは事実問題として君主が「形式的な裁可者」である、もしくは、そうであると臣下が認識した場合はどうなるのか。天皇の裁可を仰ぐ以前に、各輔弼機関の意思は調整されておかねばならない。

内閣による統合が希求される所以である。そこで内閣は、各輔弼機関・政治勢力に対して、彼らの意見を汲み取る公平さがあると少なくとも信じさせねばならなかった。その時に初めて、「顧問官」は必要

ではなくなる。

第二は、「宮中・府中の別」である。「明治天皇を二重に制度化した」伊藤によって、「天皇の意思の発現ルートは内閣中心に限定」され、「恣意的な振る舞いも制限」された。議会上奏が自制される一方で、議会の立法権を天皇と内閣は否定しなかった。こうして、天皇・内閣・議會をめぐり、政治対立が内閣と議會の間で起るようになることで、「天皇は無答責で責任を負うのは輔弼の大臣という憲法の構造が実体化」し、「宮中・府中の別は実体化」する(二四六頁)。

著者は「宮中・府中の別」という言葉について、「天皇を含む宮中に意思が存在する事を意味する」(三四九頁)との解釈を示している。

そして、「天皇の政治的意図は、内閣が輔弼」すべきであるが、大正政変で桂の勅語利用が批判されたように、「公共性を担うならば、内閣と別の意思を持つ君主の存在」が認められるようになる(三三九頁)。「宮中・府中の別」という言葉に即して言えば、天皇(とその側近)―「宮中」―が、内閣―「府中」―に無条件で肩入れしない自立した意思を持ち、「宮中」すなわち「府中」とはならないような「公平性」を担保するという意味に解釈できよう。

著者が示唆するように、「宮中」と「府中」の関係は、「府中」の構成に内閣と共に議會が加わる、もしくは侍補などの「宮中」を形成し得る勢力の有無など、それぞれの「宮中」・「府中」内部の置かれた状況で、可変的な意味合い、もしくは比重を持ち得たのではないか。例えば、内閣制度の導入に伴い、三条美実太政大臣、佐佐木高行ら参議は、内大臣・宮中顧問官として「内閣」から排除され、「帝室」に配分された。⁸ここでの眼目は「内閣」の「帝室」に対する優位を基調とすることにありとも考えられるので、あくまで想像の域を出ないが、

「内閣」と「帝室」は共に天皇を支え得るとも観念され得たのではないか。そのため「宮中」は、「府中」の敗北・避難者のポストとして開かれた。「内閣」を通じて「天皇の意思の発現」が行われるのであれば、内大臣であっても臨時首相たることは問題とならない。「失意」のファウンディング・ファーザー⁹も生まれる。

明治三三年九月、伊藤博文は政友会総裁就任のため、帝室制度調査局総裁などの皇室関係の役職を辞した。当初、伊藤は政友会総裁との兼職を希望していたが、伊東巳代治は「抑モ宮中府中ノ區別ヲ明劃ナラシメ宮内ノ行政ハ素ヨリ、御諮詢向其他苟モ帝室ノ御事ニ属スル職務ニ任スル者ハ断シテ政治ニ干与スヘカラストハ、伊藤侯ガ多年ノ主張ニシテ巳代治等ガ常ニ教ヲ奉ズル所ニ有之：〔中略〕：今日政争ノ本源トモ云フベキ政党ニ従事セラル、ノ身ニシテ帝室所属ノ官職ヲ辞スルニ及バスト云ハル、ハ前後矛盾ノ甚シキ曲論ト被存候、¹⁰」と二つの総裁職兼任の政治争点化の可能性を示唆した。ただし、伊藤が総理大臣兼宮内大臣だった過去について、伊東は言及しない。「宮中」の意思と「府中」の意思の同一化を避けるという観点から言えば、「宮中」の構成員が「政治ニ干与」してはならないだろう。議會さらには議會勢力の一つである政党というような「府中」の多様化と天皇・内閣・議會の三者関係の進展に伴い、「宮中」が「府中」の特定の輔弼機関・政治勢力に偏頗することへの危機意識を、「宮中・府中の別」というチームを利用して「府中」の勢力が表明する。天皇の「意思」が「府中」に対する「公議性」を担保し得るためには、「宮中」も「府中」のあらゆる「政治」から超然としておかねばならない。天皇の政治的判断を支える下問を、広義の「宮中」であるとも解釈できる元勳―「顧問官」―が担うことで、「宮中」内部において天皇・元勳

以外の「宮中」の「政治的意思」が必要でなくなったことも一つの要因と指摘できよう。

天皇の「政治的意思」の問題が暗黙の前提として後景化の傾向を見せると、焦点は「宮中」と「府中」との截然とした区別という形式へと向けられる。大正天皇の即位後、西園寺公望首相へ出された勅語には、「宮中府中宜シク協力相裨補シ以テ朕カ事ヲ賛襄スヘシ」との言葉があった。「此際政府及び宮中共将来国論統一の為め尽力の必要」を桂太郎が語ったように、先帝に寄り添った「桂園」が、今度は「宮中」と「府中」に分かれて「協力相裨補」するという先代の統治の継続を暗示したものであったと言えよう。勅語への反応として『東京朝日新聞』（大正元（一九一二年）八月二四日）は、「明治十八年の官制以来宮中府中を区別すべしとの意は是迄屢明かにせられしも協力相裨補するとのことは今回を以て嚆矢とす」と評し、さらにこの勅語を踏まえて、桂の内大臣兼侍従長就任の意味を「立憲政治の変態を作りて宮廷政治の基礎を作る第一歩」だと指摘している。単なる桂への批判が込められているだけでなく、「宮中」と「府中」の区別に重点を置く点で興味深い。こうした「宮中」・「府中」の容貌の変遷の上に、大正維新の時代は始まったのである。

第三は、帝室制度調査局と公式令についてである。¹²⁾ 帝室制度調査局の総裁となった伊藤博文の想定した天皇は、果たして明治天皇だったのだろうか。本書でも指摘されているが、帝室制度調査局創設の契機ともなった明治三十一年の天皇宛の伊藤の意見書では皇太子の教育も課題として取り上げられていた。¹³⁾ 帝室制度調査局が最初に関与した皇室婚嫁令、皇室誕生令は皇太子のための法令であった。そして、その後登極令や摂政令なども皇室の欠典を補うという意味も当然あるが、

明治天皇以後を意識した法令だと言えよう。伊藤をして内閣の統合機能を強化させようとした契機に、渡辺国武や青木周蔵の事例——内閣によらない「天皇の意思の発現」の可能性——や勅語の濫発——「天皇の個別意思の奔出」——があるのではないか、との本書の指摘を踏まえると、このような大臣間の不調和に対峙する君主が明治天皇ではなく皇太子（大正天皇）となり、自身のような「優秀な下問者」がいない場合を、政友会総裁から枢密院議長となった伊藤が想像しなかったのか。「天皇の意思の不規則な奔出」への危惧も、明治天皇ではない君主だからこそ、一層増したと思われる。

公式令は、内閣とりわけ首相の統合機能の強化をめざすと共に、各文書の副署者を明記し、それまで「詔勅」と漠然と呼ばれていたものを詔書・勅書と再定義した。「詔勅」の法制化は、天皇の「勅旨」の一層の制度化を促す側面と、政治的人格の意思という制度化しえない部分を顕在化させる可能性を孕んでいた。例えば、大正政変における西園寺公望への勅語下賜に際して、加藤高明によれば、桂太郎は天皇の「聖勅」を「所謂大詔煥発即前年首相ト議長トニ下サレシ詔勅ノ如キ」ものと「陛下ガ親シク元勲タリ重臣タル人ヲ召サセラレ御言葉ヲ下サル、モノ」という二つに分けたという。¹⁴⁾ その上で、加藤は「前者ハ或ハ圧迫ニ当ルトノ非難ナキニアラザルベキモ、後者即チ重臣元勲トシテ閣下ニ御言葉ヲ賜ル場合ハ大ニ赴キラ異ニス」と考えていた。勅語もしくは御沙汰は、文書によらない「勅旨」であり、公式令の規定からは漏れた部分である。こうした「詔勅」の区別は、何かの助言を受けながら存在する、もしくは臣下の助言通りの行動であるが助言とは分らないように行動する、制度としての天皇と、個人的意思を持つ政治家としての天皇の混在と峻別を如何に位置づけるかという問

いを内在させていたとも考えられるだろう。加えて、議会において、勅語の奏請者・副署者を問う元田肇、勅語も副署を必要とする「詔勅」だと解する尾崎行雄、勅語は「詔勅」と異なり法的な規定は存在しないと答えた桂のやり取りも、公式令以後の「勅旨」の制度化の文脈の中に位置づけられるのではないか。大正政変での勅語の争点化には、公式令の制定が尾を引いていたのである。制度化がなされたがために、天皇の言葉の活性化が見られたとも言えよう。「桂園」の知る「明治大帝」であれば、そうした機微を十分に察することができたのかもしれないが。

このように、前時代に形成された制度や理念を含めた天皇に関する心像が新たな君主と出会うことで、制度と人格は再び複雑に絡まった。先帝を思慕すればする程に生じる明治との断層を感じつつも、輔弼の臣と新帝は新たな天皇像の確立と君主としての成長をめざさねばならない。しかし、帝国の作動に必要な「想像力」を得るために払った代償として、大正政変という躰きは大きすぎた。「宮中」と「府中」、詔勅の法制化、明治天皇の性格によって統御された軍と教育といった、「明治国制」と大正天皇との相互作用が十分には検討されないまま、安易な「解法」が模索されることとなる。

さらに、明治天皇から離れて次代の君主の時代へと目を向けることで、既に賢明な読者は気付いているであろう著者の潜み音を耳にする。すなわち、天皇とりわけ明治天皇にとっての「政治」とは何か。この問いかけは、著者の用いている「政治」という言葉の含意とも関連する。以上を踏まえた上で本書へと回帰した時、著者の叙述はこれまでとは違った貌を我々に覗かせる。無論、その姿はそれぞれの読者に

よって異なるものであり、本稿が多少なりとも、その契機となれば、本望である。

註

- (1) 本書二二頁。以下、本書の引用に際しては一部を除き、頁数を省略した。また史料などの引用は原則として常用漢字に改めた。
- (2) 本書を読み進める手掛かりとして、西川誠「明治の皇室とチャリティー」『本』三六一八、二〇一一年八月、も参照のこと。
- (3) 大津透『天皇の歴史01 神話から歴史へ』講談社、二〇一〇年、三〇―三二頁、同『日本の歴史』から『天皇の歴史』へ『本』三六一一、二〇一一年一月。
- (4) 小松宮彰仁親王『スタイン師講義筆記』（堀口修編著『明治立憲君主制とシュタイン講義』慈学社、二〇〇七年、三六八―三六九頁）。
- (5) 「文事秘書局設置ニ関スル原議写」（国立国会図書館憲政資料室所蔵「平沼騏一郎文書」二二八―八所収）。
- (6) 「請願書取扱内規ヲ定ム」国立公文書館所蔵「公文類聚」一四編・明治三年・一七卷。
- (7) 「宮中」という言葉の持つ意味の多元性については、川口暁弘「内大臣の基礎研究」『日本史研究』四四二、一九九九年六月、が既に注目した所である。
- (8) たとえば元田永孚の「稟旨」（明治一八年二月五日）では、「内閣」（総務大臣）、「宮内大臣」を含んだ「諸省」、「帝室」「内大臣」・「議定官」に分けられている（国立国会図書館憲政資料室所蔵「元田永孚関係文書」一〇九―一一）。

(9) 御厨貴『日本の近代 三 明治国家の完成』中央公論新社、二〇〇一年(文庫版二〇一二年)、同「明治天皇から昭和天皇へ」

『保守』の終わり」毎日新聞社、二〇〇四年(二〇〇三年初出)。

(10) 国立国会図書館憲政資料室所蔵「伊東巳代治関係文書」三三三

―五。「宮中の官吏」たる帝室制度調査局総裁との兼任は、「宮中府中の間を混同」と指摘される(「伊藤侯は何ぞ宮中の官職を辞せざる」『読売新聞』一九〇〇年九月一日)一方、帝室制度調査局総裁は、宮内省から手当や官舎を提供されてはいても、「宮内官吏」ではないので政党を組織しても問題ないとの意見も存在した(「帝室制度調査局総裁と政党組織」『東京経済雑誌』四二―一〇四五、同年九月、四五九頁)。帝室制度調査局総裁と政友会総裁の兼任について、伊藤は「曾て宮内卿を以て太政官廃止を行ひたる経歴もあれば甚だ介意せざりしかど、異論忽ち内部に起」つたため、「宮中の職」を辞職したともいう(「宮内省と政党」『日本』同年一〇月二二日)。

(11) 原奎一郎編『原敬日記』三、福村出版、一九六五年、二四四頁(大正元年八月一二日条)。

(12) 評者の帝室制度調査局と公式令についての理解は、二〇一一年一月六日、第一〇九回史学会大会(日本史部会・近現代)での報告(「明治後期皇室制度改革と大正初期の「宮中」」)と報告要旨(『史学雑誌』一二二―一、二〇一二年一月、一一六頁)を参照されたい。

(13) 春歌公追頌会編『伊藤博文伝』下、統正社、一九四〇年、三三三―五―三四八頁。

(14) 国立国会図書館憲政資料室所蔵「望月小太郎関係文書」九九・

付一。

(15) 『帝国議会衆議院議事速記録』二七、東京大学出版会、一九八一年、一〇―一六頁(大正二年二月五日)。(講談社、二〇一一年刊)

(附記)

本稿の入稿後、著者による「明治期の内大臣」(坂本一登・五百旗頭薫編著『日本政治史の新天地』吉田書店、二〇一三年所収)が公表された。明治期の内大臣について、官制に着目して再検討を加えたものである。本書を理解する上でも是非併読をお薦めしたい。

著者によれば、「国務と宮務に跨る」内大臣は、「常侍輔弼」と規定されていたことよって注目されたという。研究史を含めた詳しい批評は別稿に譲った上で、本論文から得た示唆について、本稿の論点との関連から一だけ述べておきたい。「宮中・府中の別」というタームは、「宮中への府中の進入」なのか、それとも府中への宮中の進入なのか、そして批判者とその対象は何れに属するのか、よって、本来その意味する所が異なる。しかし、それらの区別が曖昧なままに用いられがちであった。こうしたタームの性格や来歴が同じく等閑視され、歴史研究の文脈においても「宮中・府中の別」に、ある種の固着化した意味がしばしば与えられてはいないだろうか。「常侍輔弼」の有効さがその不分明さにあったという著者の指摘が合わせて暗示するように、「史実」と「我々」との間にある、思考の道程をめぐる徑庭については、もう少し留意すべきだと思われる。